株式会社倉元製作所　定款

（規程第１００－基－０１号）

株 式 会 社 倉 元 製 作 所

定　　款

第1章　　総　　則

（商　号）

第　1　条　　当会社は、株式会社　倉元製作所と称し、英文では、ＫＵＲＡＭＯＴＯ ＣＯ.，ＬＴＤ. と表示する。

（目　的）

第　2　条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1．薄型ディスプレイ用ガラス基板、その他電子工業用ガラス基板の加工および販売
2．電子機器、精密機器の製造および販売ならびにその部品の加工および販売
3．植物の育種技術の開発
4．種苗の生産および販売
5．穀物類の集荷および販売
6．金型、金型用部品の設計、製造および販売
7．電子部品の製造請負
8．各種人工皮革品ならびにその原材料の開発、製造、加工および販売
9．各種電子デバイス用精密研磨材の開発、製造、加工および販売
10. 薄型ディスプレイ用ガラス基板、その他電子工業用ガラス基板の製造装置、同部分品、付属品の開発、設計、製作および販売
11. 自動制御機械、産業用ロボット、計測機械、同部分品、付属品の開発、設計、製作および販売
12. 機械工具、空気圧・油圧機器、金型等、同部分品、付属品の開発、設計、製作および販売
13. 工作機械、マイクロコンピュータ応用機器の設計に関するコンサルティング
14. 前各号に関する技術およびノウハウの販売
15. 前各号に付帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第　3　条　　当会社は、本店を宮城県栗原市に置く。

（機　関）

第　4　条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1．取締役会
2．監査役
3．監査役会
4．会計監査人

（公告方法）

第　5　条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第　6　条　　当会社の発行可能株式総数は、50,000,000 株とする。

（自己の株式の取得）

第 7 条　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 8 条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 9 条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

２．会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。

③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第１１条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続きについては、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

第3章　株　主　総　会

（招集の時期）

第１２条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

（招集権者および議長）

第１４条　当会社の株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを

使用する方法で開示することにより、株主に対して提供したとみなすことができる。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

② 会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権の行使をすることができる。

② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第１８条　当会社の取締役は、１２名以内とする。

（取締役の選任方法）

第１９条　当会社の取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２０条　当会社の取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第２１条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役の報酬等）

第２２条　取締役の報酬、賞与およびその他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役会の招集権者および議長ならびに招集通知）

第２３条　当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代る。

③ 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

④ 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催するこ

とができる。

（取締役会の決議）

第２４条　　取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

② 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会規程）

第２５条　　当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除）

第２６条　　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第 427 条第１項の規定に従い、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第５章　　監査役および監査役会

（監査役の員数）

第２７条　　当会社の監査役は、４名以内とする。

（監査役の選任方法）

第２８条　　当会社の監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

（監査役の任期）

第２９条　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第３０条　　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の決議方法）

第３１条　　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役の報酬等）

第３２条　　当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

（監査役会の招集通知）

第３３条　　当会社の監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第３４条　　当会社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の責任免除）

第３５条　　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定に従い、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第 427 条第１項の規定に従い、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第３６条　　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第３７条　　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第３８条　　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第３９条　　当会社の事業年度は、毎年１月１日から 12 月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当等）

第４０条　　当会社は、株主総会の決議によって毎年 12 月 31 日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第４１条　　当会社は、取締役会の決議により毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（配当金の除斥期間等）

第４２条　　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

②　未払いの期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。